

摂津市議会

議会運営委員会記録

令和6年7月19日

摂津市議会

議会運営委員会記録

1. 会議日時

令和6年7月19日（金） 午前10時 1分 開会
午前11時43分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	村上英明	副委員長	光好博幸	委員	増永和起
委員	西谷知美	委員	塚本 崇		
議長	水谷 毅	副議長	松本暁彦		
議員	森西 正				

1. 欠席委員

なし

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 同局次長 森口雅志
同局次長代理 香山叔彦 同局総括主査 仲野太朗

1. 案件

議会手続き等のオンライン化について

議会ホームページにおける議員名簿の表示項目について

刑法等の一部改正に伴う摂津市議会の個人情報の保護に関する条例の改正について

(午前10時1分 開会)

○村上英明委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、塚本委員を指名します。

まず、議会手続き等のオンライン化についてであります。本件については事務局からの説明、質疑の後、各会派で協議していただいたと思いますが、今後の運用についてお伺いしたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いします。

香山事務局次長代理。

○香山事務局次長代理 それでは、議会手続き等のオンライン化に係る今後の運用につきまして、説明させていただきます

6月25日の議会運営委員会で、議会手続き等のオンライン化に向けて協議していくことを決定いただきましたので、今後は条例改正後の運用面について御協議いただきます。

それでは、お手元の資料①を御覧ください。

6月10日の議会運営委員会で配付させていただきました議会手続一覧のうち、運用面において協議が必要となる主なものを事務局で取りまとめております。

まず、1番としまして、議事日程の配付についてでございます。

現行の運用につきましては、全議員へ紙ベースのものとデータを配付しております。なお、現行の条例上は紙ベースのものを配付することが前提となっておりますので、データでの配付はあくまで参考として実施しております。オンライン化の条例改正後につきましては、データのみとする運用も可能となることから、今後の運用案といたしまして①紙ベース、データの両方、

もしくは、②データのみを2案を提示しております。

次に、2番といたしまして、本会議または委員会での請願文書表の配付についてでございます。

現行の運用としましては、紙ベースのものを配付しております。オンライン化の条例改正後は、データのみ運用も可能となることから、今後の運用案といたしまして①紙ベースのみ、もしくは、②データのみを2案を提示しております。

次に、3番といたしまして、一般質問の要旨の通告についてでございます。

現行の運用につきましては、紙ベースのものを提出いただいております。オンライン化の条例改正後につきましては、データでの提出も可能となることから、今後の運用案といたしまして①紙ベースのみ、もしくは、②紙ベース、データのいずれかの2案を提示しております。

なお、米印で記載させていただいておりますけれども、②の運用を実施する場合につきましては、一般質問の順番について運用方法を別途協議いただく必要がございます。つきましては、②で決定いただいた際は、事務局より順番に関する運用案を改めて提示させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、4番といたしまして、本会議または委員会の会議録署名議員についてでございます。

現行の運用としましては、本人の署名をいただいております。オンライン化の条例改正後につきましては、電子署名も可能となることから、今後の運用案といたしまして①本人の署名、もしくは、②電子署名の2案を提示しております。

なお、米印で記載しておりますが、電子

署名を実施する場合につきましては、専用のＩＣカードや読み取り装置の購入が必要となります。また、専門機関で電子署名の登録が必要となり、一定の時間を要するため、電子署名で決定いただいた場合につきましても、その環境が整うまでは本人の署名で運用いただくことになります。

次に、５番といたしまして、意見書の提出についてでございます。

現行の運用といたしましては、定例会終了後、関係行政機関へ郵送しております。オンライン化の条例改正後につきましては、データでの提出も可能となることから、今後の運用案といたしまして①紙ベースのみ、もしくは、②データのための２案を提示しております。

なお、米印で記載しておりますが、データで関係行政機関へ提出する場合は、先ほどの電子署名と同様に専用のＩＣカード等が必要となることから、その環境が整うまでは郵送で運用することとなります。

次に、２ページをご覧ください。

６番といたしまして、政務活動費に係る収支及び支出の報告書の提出についてでございます。

現行の運用といたしましては、紙ベースのものを提出いただいております。オンライン化の条例改正後は、データでの提出も可能となることから、今後の運用案といたしまして①紙ベースのみ、②データのみ、③一部のみ紙ベースの３案を提示しております。

次に、７番といたしまして、住民等からの手続についてでございます。

現行の運用としましては、各項目とも紙ベースのものを提出いただいております。オンライン化の条例改正後につきましては、データでの提出も可能となることから、

今後の運用案といたしまして①紙ベースのみ、②紙ベース、データのいずれかの２案を提示しております。

次に、その他といたしまして、議員または住民等より、事務局へオンラインで提出があった場合の運用案を記載しております。

まず１番としまして、議員より事務局へオンラインによる提出があった場合の運用といたしましては、①事務局より電子メールで受理したことを伝える、②事務局より電話で受理したことを伝えるの２案を提示しております。

次に、２番といたしまして、住民等より事務局へオンラインによる提出があった場合の運用といたしましては、①事務局より電子メールで受理したことを伝える、②事務局より電話で受理したことを伝えるの２案を提示しております。

以上、議会手続のオンライン化についての説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 説明が終わりました。今後の運用についてお伺いする前に、質問などがありましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

増永委員。

○増永和起委員 説明いただきましたけれども、今回は今説明があった分だけじゃなくて、前にいただいた資料の１番から３５番までを議論することだと思いますので、質問をさせていただきたいと思います。

まずは、この１番から３５番までの間でオンライン化後、改正後のデータでも可となっている分については、紙でも可なのか、前にもお聞きしましたが、もう一回そこをきちっと確認しておきたいと思っています。

というのは、例えばですけれども、１３

番で修正動議の提出がありますけれども、これがデータでも可だとして、修正動議を突然提出する、そういう場合だってあると思うんです。そのときに一々データでないとなると、出せないということにもなりますので、これはデータでも可だけれども紙でも可なのか、この1個だけに限らず、データでも可と書いてあるのは全部両方可なのかということについて伺いたいと思っています。

もう一つは、22番、23番なんですけれども、ほかは伝達のためにデータでも紙でも何かのやり取りをするということになると思うんですが、22番は議員が選挙について投票の効力に異議があると、議会がこれを決定して、それに対してその文書を本人に交付します。交付決定を送るわけです。送られた本人からすると、それに対して納得できない場面もあると思うんです。そういうときには裁判とか、議会の中で収まらなかったら、そういう形になるケースもあるかと思うんです。

23番にしても、議員が資格を持っているかについて議会が決定すると、該当しないとされた場合は、本人から不服申立てが出てくる場面とか、そういうこともあります。そういうときに、ただデータで送られたものが決定打になると、裁判のときに正式書類として有効なのかについて伺いたいと思っています。

今日御説明いただいたところでは、4番目、16の会議録署名議員、委員会記録署名委員、本人の署名のところでは、これはICカードや読み取り装置の購入が必要ということですが、議会として必要ということが言われていると思います。議員本人が何かに登録して、第三者から見てもこれが本人だと、本人の署名であるとい

うことになると思うんです。

そういう登録の際に、本人確認の書類とかいうことが必要になってくると思うんですが、今いろんなところで本人確認の書類を求められます。顔写真の入っていないものしかないようなケースもあり得ると思うんですが、この辺についてどうなのかお伺いしたいと思います。

以上です。

○村上英明委員長 香山事務局次長代理。
○香山事務局次長代理 それでは、ただいまの3点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の、本日お示しさせていただいております手続以外のところで、紙でもデータでも提出が可能なのかについての質問でございます。

こちらにつきましては、以前お配りさせていただいた資料に書かせていただいているとおり、データでの提出も可としておりますので、条例改正後につきましては、紙とデータのどちらでも提出可能となります。

修正動議の話もございましたけれども、修正動議につきましても、緊急で出されるケースもあると思います。その場合は、紙での提出になるかと考えておりますので、修正動議以外の書類につきましても、基本的にはデータ、紙ともに可という運用を進めていきたいと思っております。

次に、2点目の22番と23番の交付決定書についての質問でございます。

こちらについては、オンラインで取り扱う書類が議長印のあるもの、ないものと、大きく2種類に分けることができると考えております。議長印のないものとしましては、議事日程などが主なところになるかと思っております。議長印があるものとしまして

は、増永委員がおっしゃった資格決定書などがございます。

このうち、議長印が必要となるものにつきましては、地方公共団体組織認証基盤、通称「L G P K I」というんですけれども、このL G P K Iで登録した電子署名をつけることで、オンラインで手続をする場合についても有効な書類になると確認しております。

このことから、先ほどの決定書をオンラインで送る場合につきましては、電子署名を付したものを郵送することで、もし裁判等で使用する際も、有効な書類となることを確認しております。

次に3点目、I Cカードのところ、本人確認についてです。これについては、登録に当たって何が必要かは、事務局でもまだ精査をしている状況ですので、ここにつきましてはお調べでき次第、また改めてお示しさせていただきたいと思っております。

市民等からオンラインによる提出が可能になった場合につきましては、本人確認をすることが国から示されております。本人確認の書類としてマイナンバーカードを使う方法も国からは示されておる状況でございますけれども、マイナンバーカードにつきましては、お持ちの方、お持ちでない方がいらっしゃいます。そこについてはやはりマイナンバーカードを使う前提で進めるのはあまりよろしくないんじゃないかと事務局でも考えておるところでございます。

ですので、市民等から提出があった場合の本人確認につきましては、2枚目の最後の2番のところにも書かせていただいているんですけれども、事務局より電話等で本人確認をすることを考えております。あ

くまでマイナンバーカードを国は一つの案として提示しておりますけれども、そういったものを使わずに対応していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○村上英明委員長 増永委員、それでよろしいですか。

○増永和起委員 結構です。

○村上英明委員長 ほかございますでしょうか。

塚本委員。

○塚本崇委員 今回のオンライン化については、議事日程とか事前に決まっているものと、あと議場配付しているものがあるかと思うんですけれども、それを考えると、電子機器の持込みが前提になってしまうような感じがするんです。今その議論は省いているので、ここの部分の運用については少し早いのではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○村上英明委員長 香山事務局次長代理。

○香山事務局次長代理 ただいまの電子機器の持込みについての御質問にお答えさせていただきます。

塚本委員がおっしゃっていただいているとおり、選択にある「データのみ」のところを決定いただいた場合は、電子機器の持込みも前提になってくるところがございます。

ただ、本会議場についてですけれども、皆様に一人1台配付させていただいているパソコンを持ち込んでいただいても、現在はL A Nの環境が整っていない状況ですので、その環境整備をするのに少し時間がかかってしまうところがございます。

この条例改正につきましては、既にこの4月1日以降、できるだけ早く改正していく必要もございますことから、一旦、今の

環境においてどういう運用をするかというところを御議論いただいて、データで対応できないところは、紙の運用で進めていくこともあるかと思っております。

紙での運用を決定いただいた場合につきましても、機器の持込みにつきましてもは将来的に必ず出てくる話だと思っております。このことから、下半期にオンライン委員会について協議をいただこうと思っているんですけれども、その際に改めてそういった機器の持込み等の話も併せて行っていただきます。もし機器の持込みをすることになりましたら、来年度以降で環境整備を進めていきたいと思っておりますので、一旦、現時点の状況でどういう運用をしていくかで御協議いただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○村上英明委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 その点についてはスケジュール的な問題、現時点での運用ということで理解いたしました。

あと、電子署名の件なんですけれども、要はデジタル庁が発足してからの改正で、押印を省くことによって速やかに処理を進めるという目的であったと思うんですが、ICカードの登録とか読み取り装置と本人確認とかいってたら本末転倒な気がしてまして、電子署名が必要なのかと思っているところではあります。

この辺は、法的な縛りではどちらでもよいということになっているんです。どちらでもよいということであれば、そこでまた意見は別途表明させていただきたいと思えます。

○村上英明委員長 そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 それでは、質疑も一定終わったということも踏まえまして、今後の運用について、各会派ごとにお伺いさせていただきたいと思えます。

それでは、協議事項と一緒にA4の横ペーパーをお渡しをさせていただいておりますが、その会派の順で協議した内容等も踏まえて発表をお願いしたいと思います。

では、大阪維新の会から。全ての項目についてお願いします。

○塚本崇委員 大阪維新の会ですが、1番が①、2番が①、3番が①、4番が①、5番が②、6番が③、7番が①で、その他の1番が②、2番が②です。

以上です。

○村上英明委員長 では、公明党といたしましては、1番が①で、2番が①で、3番が①で、4番が①、5番が①、6番も①、7番が②、次のページの1番が①、2番が①とさせていただきたいと思っております。

では次に、自民党・市民の会。

○光好博幸委員 1番が①です。2番が①、3番が①、4番が①、5番も①です。裏に行きまして6番が①、7番が②です。その他が、①、①でお願いします。

○村上英明委員長 日本共産党。

○増永和起委員 1番が①、2番も①、それから、3番が②、4番が①、5番が①、6番が①、7番が②、裏面の1番は、①と②両方要るんちゃうかという話をしました。それから、2番は②です。

あとで補足というか意見を言わせていただいていいですか。

○村上英明委員長 はい。では、このペーパーの項目が終わってからということで。

○増永和起委員 分かりました。

○村上英明委員長 では、民主市民連合。

○西谷知美委員 1番が①、2番が①、3番が①、4番が①、5番が①、6番が③、7番が②。

議員からオンラインで提出のあった場合の対応についてなんですけど、これに関しては①と②以外の項目を提案したいと思います。

議会事務局じゃないほかの部署に対してやったことがあるんですけども、自分がメールで送った後、5分後ぐらいに電話をかけて、「今送ったんですけど届いているか確認してください」って言って、パソコンで確認していただいたことがあります。所要時間にして15分ほどで終わることなので、そういう手続があれば、その職員の名前をしっかり覚えていけばきちんと受理したということを議員本人が確認できると思うので、別提案として③を提案したく思います。

住民からの場合においては、②でお願いします。

○村上英明委員長 では、一通りお聴きしましたので、意見の相違があった分では3番と5番、6番、7番、次の、議員よりオンラインについてという1番と、住民よりオンラインの2番がそれぞれの会派で案の番号が違うということになっているかと思えます。

それでは、増永委員から先ほど、この項目以外のことについての発言があったのでお願いいたします。

○増永和起委員 項目以外というか、全体的な話なんですけれども、先ほど塚本委員からも、議場に電子機器を持ち込めないという状況の中で、これでデータのみにしてもどうなるのかというような話があったと思うんです。

以前に議会運営委員会でも、タブレット

を導入するのかということでもいろいろと議論をして、今はまだ時期尚早だと、やっぱり理事者側ときちっと一緒の時期に合わせてとか、それによってどういうメリットがあるのか、またデメリットもいろいろ他市でも出ているということもありましたし、そういうことも含めて、今すぐやる必要はないというか、議論はちょっとやめるということで、未来永劫やらないわけではもちろんないですけども、取りあえず一旦置いておくとなったと思うんです。

単に本会議場でそういう電子機器が使える、整備ができるということだけではなくて、今はやはりスマホとか、タブレットとか、いろいろ議場に持ち込むことによって、他自治体でもトラブルが発生していますし、住民からいろいろと御指摘があったようなこともニュースになったりしています。

だから、使うことにおけるルールづくりですか、そういう機能面ではない、どうそれを活用していくのかということも含めて、もし導入するのであれば、しっかりとした議論をしてからでしょう。それを導入することがこの議会にとってよりプラスになって、住民からも良かったと言ってもらえるような、そういう内容のものをつくり上げていくという必要があると思います。単に技術的な問題だけではないということは一つ考えていかなあかんことではないのかと思っているので、今、私たちの中では、こんな話はそこまで踏み込むことはできないと思いますので、きちんとした議論をやっていくかやらないかも含めて考えていってもらいたいというのが一つ思っているところです。

先ほど、このナンバーでいくと4番、会議録署名委員のところですけども、これ

は今すぐやっていくということではないんだらうとは思いますが。やはり本人登録を委員がせなあかんとしたときに、様々な議員がいると思うんです、私もマイナンバーカードは持っていません、任意のものですから。そういう中で、これに合わせるためにそういうところを合わせていかなあかんとするようになるようなことはないように。高齢になれば運転免許証も返上せなあかんとか、そもそも免許を持っていないとか、いろんな方もいらっしゃると思うので、そこもきちっと配慮をしながらのオンラインということを考えていかなあかんと違うかと思っています。

あと、オンラインにしたら、災害時に停電が起きたりとか、いろんな場面でオンラインだけだと非常に脆弱じゃないかとも考えられると思うんです。紙でしっかり残すということも、もう一つ必要なことになってくる、今はサイバー攻撃とかいろいろありますけれども、いろんな面でオンラインだけに頼り過ぎるのはちょっとどうなのかという懸念もあることについては、日本共産党の会派の中でいろいろと議論した中では出てきましたので、意見として言わせていただきます。

○村上英明委員長 では、先ほどの項目の中で、各会派同じ今後の運用面として表明していただいた部分については、これで集約をさせていただきたいと思っておりますが、それでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 運用面で相違のある部分については、もう一度お持ち帰りいただいて、こういう意見が出てましたよということで、改めて協議をさせていただきたいと思っておりますが、その方向性でよろしいでしょうか。

増永委員。

○増永和起委員 ちょっと書き漏らしてて申し訳ないんですけど、ナンバー3の一般質問のところは、うちが②と言ったんですけども、あとのところは皆さん①やっただけでした。

○村上英明委員長 ①ですね。

増永委員。

○増永和起委員 うちどっちでもよかったんで、ここは①で結構です。

○村上英明委員長 では、①でいきます。

増永委員。

○増永和起委員 特にこだわりはありません。

○村上英明委員長 3番ということで、一般質問の要旨の通告につきましては、全会派統一ということですので、紙ベースのみということで集約させていただくということでもよろしいですか。

塚本委員。

○塚本崇委員 大阪維新の会も、5番と7番に関しましては皆さんに合わせようと思っておりますので、5番が①、7番が②で修正させていただきます。

○村上英明委員長 では、5番の意見書の提出につきましては、紙ベースのみということで全会派同じ考えですので、集約させていただきたいと思っております。

もう一点の7番です。公聴会における意見を述べようとする者の申出等々につきましても、②ということで紙ベース、データのいずれかということで全会派同じ表明ですので、これも②の紙ベース、データのいずれかということで集約させていただきたいと思っております。

したがって、この協議事項に書いてあります6番の政務活動費に係る収支及び支出の報告書の提出と、次の1番の議員

よりオンラインで提出のあった場合の対応、そして、住民等よりオンラインで提出のあった場合の対応についてという、この3項目について一度お持ち帰りいただいて、こういう意見の表明がありましたよということで再度、協議というかお話をさせていただきたいと思っておりますが、それではよろしいでしょうか。

増永委員。

○増永和起委員 持ち帰るにしても、違う意見だったところが、どういう理由でそうおっしゃっているのかというのを伺ってから持ち帰りたと思うんですけど、いかがでしょうか。

○村上英明委員長 暫時休憩します。

(午前10時36分 休憩)

(午前11時13分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

先ほど各会派から御意見いただいた部分につきまして、今後の運用で少し差異があった部分について、改めての考えの表明ということでした。議員よりオンラインで提出のあった場合の対応についてという部分につきましては、大阪維新の会が、事務局より電話で受理したことを伝えるということでありましたけれども、それのお考えの修正も含めて発言をお願いしたいと思います。

○塚本崇委員 我々としましては、L o G o フォームを試しながら、民主市民連合から提案のあった③というような形で乗りたと思います。

○村上英明委員長 公明党といたしましては、先ほど議論をさせてはいただきましたけれども、その中で①と表明をさせていただきましたが、改めて各会派からの説明等々をお聴きする中で、③の、議員から事務局へ口頭もしくは電話でメールを送っ

たということの連絡をしていくということにさせていただきたいと思っております。

では、次に。自民党・市民の会。

○光好博幸委員 我が会派も公明党と同様に、③という新たな項目において、こちらから確認の連絡をするということに変更したいと思っております。

○村上英明委員長 日本共産党。

○増永和起委員 皆さんのお考えを聴きまして③で、事務局からではなくて議員からメールを入れたよということで連絡するという形でいいと思っております。

メールのことですので時間とか、すぐ電話できないとか、いろんなこともあると思いますので、今後はL o G o フォームで着いたことが確認できるということも検討いただけたらありがたいと思っております。

○村上英明委員長 分かりました。では、この議員よりオンラインで提出のあった場合の対応についてということにつきましては、全会派が議員から事務局へ口頭もしくは電話をして確認をするという、新たな③という項目で集約させていただきたいと思っておりますが、それではよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 御異議ないようですので、それはその形で進めさせていただきます。

次の、住民等よりオンラインで提出のあった場合の対応についてということで、公明党といたしましては、①で表明させていただきましたけれども、改めて協議の中で、②という形で、事務局より電話で受理したことを伝えるということで対応を変えて表明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、自民党・市民の会。

○光好博幸委員 自民党・市民の会といた

しましても、今の御発言と同様に①というところの電子メールの受理ということでしたけれども、改めて丁寧に対応するということも含めて、事務局より電話で受理したことを伝える、あるいは、内容について確認するということに変更したいと思います。

加えて、先ほどの①のところでもございましたけれども、L o G o フォームというところが進んでいくということにおいては、この②についても同様に検討いただきたいと思います。

以上です。

○村上英明委員長 では、この住民等よりオンラインで提出があった場合の対応につきましても、②の事務局より電話で受理したことを伝えるということで集約させていただきたいと思います。

各委員から御発言がございましたけれども、L o G o フォームについて事務局で検討していただきたいと思いますということで申入れをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、持ち帰って再度検討ということにつきましても、6番の政務活動費に係る収支及び支出の報告書の提出について、この1項目だけ改めて各党派にお持ち帰りいただいて、議会運営委員会の中でこういう理由も含めての発言ということがあったと共有していただいて、再度協議をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議会手続等のオンライン化については、以上とさせていただきます。

続きまして、議会ホームページにおける議員名簿の表示項目についてでございますが、本件につきましては先日、他の自治体におきまして、議員名簿の情報を悪用した

犯罪被害があったことを受けて、議長団より提案があったものであります。

本市議会のホームページにおいても、生年月日や住所、電話番号を記載しておりますが、同様の被害が起こらないよう、一部の項目を非公開にするなどの対応について協議すべきではないかとのことでございました。

委員長団といたしましても、本件については早急に対応が必要と考えておりますので、本日の議会運営委員会にて協議案件として上げさせていただきました。つきましては、事務局から説明の後、協議させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

仲野事務局総括主査。

○仲野事務局総括主査 それでは、議会ホームページにおける議員名簿の表示項目について御説明させていただきます。

事前にお配りさせていただきました資料②をご覧ください。

このたび、府内43自治体を対象にホームページを確認いたしまして、現在の状況を調査いたしました。その結果がこの資料②の表でございます。

氏名は全ての自治体で公開されていません。

生年月日は14の自治体で公開、19の自治体で非公開、8の自治体で一部公開、二つの自治体で議員各自が選択した上での公開となっております。

住所は26の自治体で公開、一つの自治体で非公開、16の自治体で議員各自が選択した上での公開となっております。

電話番号は37の自治体で公開、一つの自治体で非公開、五つの自治体で議員各自

が選択した上での公開となっております。

また、表の下の米印は、生年月日や住所の一部公開や議員各自の選択した公開の例を記載しております。

次に、資料3を御覧ください。

議会ホームページにおける議員名簿の表示項目について、現在の公開状況と今後の対応について記載しております。現行につきましましては氏名、党派、会派、市議歴、生年月日、年齢、住所、電話番号が公開となり、下部の参考のとおりとなっております。

今後の対応につきましまして、上から順に説明させていただきます。

まず、氏名、党派、会派、市議歴につきましましては、氏名を除き、個人情報定義から外れ、氏名においても非公開とするものではないため、公開しております。

生年月日、年齢につきましまして、こちらは①公開、②非公開、③年齢のみの3択となります。

住所につきましまして、こちらは①公開、②非公開、③一部公開（町丁目まで）、④一部公開（番地まで）、⑤個別対応（議員各自が選択）の5択となります。

電話番号につきましまして、こちらは①公開、②非公開、③個別対応（議員各自が選択）の3択となります。

なお、ホームページの仕様により、生年月日、年齢につきましましては、個別対応（議員各自が選択）ができないものとなっております。そのため、この項目のみ全議員が同じ公開状況となります。

以上、議会ホームページにおける議員名簿の表示項目についての説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 説明が終わりました。

委員長団といたしましては、この生年月日、年齢は③の年齢のみで、住所は⑤の個別対応、そして、電話番号も③の個別対応と考えております。

そのことについて、質問も含めて御意見を伺いたいと思いますが、大阪維新の会からお願いします。

○塚本崇委員 我々も委員長団と同じく、③、⑤、③で考えております。

○村上英明委員長 公明党は、この③、⑤、③で、自民党・市民の会。

○光好博幸委員 自民党・市民の会も、同じく③、⑤、③で異論ございません。

○村上英明委員長 日本共産党。

○増永和起委員 同じく③、⑤、③で結構です。

○村上英明委員長 民主市民連合。

○西谷知美委員 同じく③、⑤、③でお願いいたします。

○村上英明委員長 では、各会派の御意見が、生年月日・年齢については年齢のみで、住所につきましましては、⑤の個別対応（議員各自が選択）と、電話番号につきましましては、③の個別対応（議員各自が選択）ということの御意見でしたので、この内容で集約させていただきたいと思いますが、それによるのでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明委員長 では、委員長団の案で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩します。

（午前11時24分 休憩）

（午前11時25分 再開）

○村上英明委員長 再開します。

それでは、生年月日・年齢の項目は年齢のみで決定したため、早急に対応させていただきます。

また、住所及び電話番号の個別対応について、今後の流れを事務局より説明をお願いします。

仲野事務局総括主査。

○仲野事務局総括主査 それでは、住所及び電話番号の個別対応に係る今後の流れについて、御説明させていただきます。

個別対応となる住所及び電話番号につきましては、公開部分を決めていただくための調査票を事務局で作成し、全議員に配付いたします。その調査票に公開部分を記載いただきまして、事務局に御提出いただければ、その内容に従いまして議員名簿を変更いたします。

なお、生年月日、年齢につきましては、本日より変更作業に入らせていただきますので、近日中に完了できる予定でございます。

次に、追加資料⑤をご覧ください。

こちらは配布用議員名簿で、議会ホームページに掲載するとともに、事務局の窓口で配布しているものです。こちら調査票の内容に従いまして公開情報を変更させていただくこととなります。各作業は完了次第、メールにて報告させていただきます。

以上、住所及び電話番号の個別対応についての今後の流れの説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 説明が終わりました。質問などがありましたら、お受けいたしますが。

議長。

○水谷毅議長 確認なんですけど、この③、⑤、③についてはいいと思うんですけど、この年齢のみということで、恐らくホームページ上に関数みたいなのがあって、自動的に満年齢にされて手間的にはないと思うんですけど、そういうことでよろしいで

すか。

○村上英明委員長 仲野事務局総括主査。
○仲野事務局総括主査 こちらは内部情報として生年月日がありまして、そのうちどれを出すかということになります。年齢はそこで自動計算されたもので、今公開している生年月日は出ている部分を消すだけとなりますので、その手間についてはございません。

以上です。

○村上英明委員長 議長。

○水谷毅議長 その件については了解しました。

もう一点、今回の話とはそれるかも分からないんですけど氏名で、通称名と本名があると思うんですけど、これは何か定義は事務局でありましたでしょうか。

○村上英明委員長 香山事務局次長代理。
○香山事務局次長代理 ただいまの御質問にお答えします。

通称名の件のお問い合わせけれども、通称名の表示につきましては、特に定まったものはございません。

では、どういう形で表示しているのかといいますと、議員の改選が4年に1回あり、その改選直後に氏名等の調査票を皆様に提出いただいております。そこにホームページに表示するお名前を御記入いただき、その調査票を基に今、ホームページで公開しております。例えばですけども、例に挙げて申し訳ないですが、大阪維新の会の出口こうじ議員でありましたら、「こうじ」を平仮名で表示してほしいということで依頼がありましたので、出口議員に限っては下の名前を平仮名で表示しておる状況です。特に定まったものはないんですけども、改選後の調査票で皆様に書いていただいたものを表示している状況

でございます。

以上でございます。

○村上英明委員長 議長。

○水谷毅議長 今回は、住所や電話番号はもし書き換えられても、名前は3年前のときのままでいくのか、名前も今回変えられるのか、その辺はどうですか。

○村上英明委員長 香山事務局次長代理。

○香山事務局次長代理 今回については、どこまで表示するかというところに限ってさせていただこうと思っておったんですけれども、もし本日の議会運営委員会の中で、通称名も含めて調査するべきだということで御決定いただくのであれば、そういう形で調査はさせていただきます。

以上でございます。

○村上英明委員長 議長。

○水谷毅議長 そうしたら、後は委員長で判断していただいております。

○村上英明委員長 では、先ほどの名前の表示につきましては、先ほど事務局から説明があったとおり、選挙のときの調査票に基づいて今はホームページに記載しているということですので、その考えはその考えでそのまま踏襲して、今回につきましては、名前の部分については調査票のとおりで進めていくということとさせていただきます。増永委員、どうでしょうか。

増永委員。

○増永和起委員 特に何もなければ、改選後の調査のとおりいくと思うんですけれども、途中でやはりいろいろ起こって、結婚であるとか、離婚であるとか、いろんなことがあると思うんです。通称でいくのか、今までどおりの名前でいくのか、いつ何時そういうことがあるかは分からない話だと思うんですけれども、これは議員がこう

いう名前でいきたいということで出したら、その都度、変えることは可能ではないんですか。どういう理由が必要なのかはよく分かりませんが、そここのところ、1回こうやって変えたら、その間はずっとそのままなんだという話なのか、それとも、途中で議員から「これを変更してください」と言ったら、電話とか住所とか実際に変わる場合がありますから、今も変更になっていると思うんですけれども、そこだけ確認したいと思います。

○村上英明委員長 香山事務局次長代理。

○香山事務局次長代理 ただいまの質問にお答えします。

増永委員がおっしゃっているとおり、途中で環境に変更がありましてお名前が変わるといったことは実際にあるかと思えます。

先ほど私がお伝えしたとおり、お名前の表示については特に決まったものはございませんので、必ず改選後に提出いただいたものを4年間踏襲しなければならず、変更できないというものではございません。ですので、途中で変更してくださいという申出がありましたら、それについて変更することは可能であると考えております。

ただ、今回についてはあくまで個人情報というところになりますので、事務局としてはその議論とは別で考えておりました。当然このタイミングで3年前より環境は変わってということもあるかもしれませんが、もしそういうことも含めて再度調査するべきだということで、皆さんの合意を図っていただければ、そういう形で調査をさせていただこうと思えます。

以上でございます。

○村上英明委員長 暫時休憩します。

(午前 11 時 33 分 休憩)

(午前 11 時 36 分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

今回の議員名簿の件につきましては、住所と電話番号のみを調査するという内容で進めていきたいと思いますが、それによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 では、その内容で進めさせていただきます。

調査票につきましては、委員会終了後に各会派への周知を事務局からお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上でよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 では次に、刑法等の一部改正に伴う摂津市議会の個人情報の保護に関する条例の改正についてです。

事務局より説明をお願いします。

香山事務局次長代理。

○香山事務局次長代理 それでは、刑法等の一部改正に伴う摂津市議会の個人情報の保護に関する条例の改正について御説明させていただきます。

事前にお配りさせていただきました、資料④をご覧ください。

刑法等の一部改正の概要といたしましては、懲役及び禁錮を廃止し、これらに替えて、拘禁刑を創設するものでございます。

今回の改正の趣旨といたしましては、刑務作業が伴う懲役と刑務作業が伴わない禁固を拘禁刑に一本化することで、受刑者によって柔軟に対応するためのものとなっております。

本市議会では、個人情報の保護に関する条例において罰則規定を設けておられ、懲役の文言が規定されていることから、

拘禁刑に改めるとともに、経過措置を設けるものでございます。

スケジュールといたしましては、令和7年第1回定例会で上程できるように進めてまいりたいと考えております。つきましては、改正案がまとまり次第、各委員へお示しさせていただきますので、8月中旬に協議、決定いただきたいと思います。

罰則に係る条例改正につきましては、地方検察庁との協議が必要となることから、執行部の改正案と併せて9月中には大阪検察庁へ依頼をさせていただきます。その後、12月には大阪検察庁より回答いただけると聞いておりますので、その内容を踏まえまして、第1回定例会に上程する予定としております。

なお、条例の施行日は令和7年6月1日となります。

以上、刑法等の一部改正に伴う摂津市議会の個人情報の保護に関する条例の改正についての説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 説明が終わりました。質問などがありましたら、お受けいたします。

増永委員。

○増永和起委員 これは、法改正に基づいて行われるものだと思うんです。法律ではもう既に変わっている内容なのに、検察庁との協議の時間が非常に長いと思うんですけど、これはどういうことを協議したり、何でこんなに長いのかというのが分かりますでしょうか。

○村上英明委員長 香山事務局次長代理。

○香山事務局次長代理 ただいまの増永委員の御質問にお答えいたします。

検察庁との協議の期間についてです。これは全国一律で改正されまして、全国の市町村がこの罰則規定を設けている限りは、

改正をする必要が出てくるものでございます。

ですので、大阪検察庁にも様々な管轄内の市町村から改正に係る協議の依頼が届きます。検察庁も本当にそれが間違いないかとか、ほかの法律も含めて見る必要があり、議会だけじゃなくて執行部の条例もあると聞いております。

例えば摂津市でいいますと、摂津市議会としては一つの条例になりますけれども、執行部は10個ほど条例が改正されるものがあると聞いております。摂津市だけでも十一、二個ほどの条例の改正がありまして、大阪府内全市町村分を大阪検察庁が確認することになりますので、国から言われているとおり、1か月から2か月は、確認に時間がかかるものと思われま。そのことから大阪検察庁からの回答は大体年末ぐらいになると考えておるところでございます。

以上でございます。

○村上英明委員長 増永委員。

○増永和起委員 たくさんるところからいろんな条例が集まってくるのは理解できるんですけども、中身として、これは拘禁刑にふさわしくないとか、そういうことを検察庁が判断するのじゃなくて、条例の文言がこう変わるという話と思うんです。

前に懲役の規定をつくる時に、検察庁と1回協議をしていると思うんですけど、そこでそういう条例をつくることについて協議をして、それでできている分やから、言ったら、法律に基づいたら拘禁刑に文言が変わりますというだけの話かと、条例の流れとしてはそうかと思うんです。そこで一つ一つチェックを検察庁がかけて、正しいのか、どちらかというとその漏れはチェ

ックせなあかんのじゃないのかと思うんですが、そういうのが腑に落ちないところもあるんですけど、摂津市としてはそれ以上のことは分からないということで、分かりました。了解します。

○村上英明委員長 ほか、ございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 では、本件につきましては、事務局から改正案を作成し後日、配付させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で本委員会を閉会します。

(午前11時43分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 村上英明

議会運営委員 塚本 崇